



TNY India Newsletter

2026/6/16
No.32

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 インドの外国直接投資規制の再調整
- 3 2026年2月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（5月1日～5月31日）
- 4 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関するインド法の概要を紹介させていただきます。今号では、インドの外国直接投資規制の再調整についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、tomohirom@tny-legal.com までご連絡頂けますと幸いです。

インドの外国直接投資規制の再調整

インドへの外国直接投資（FDI: Foreign Direct Investment）は、外国為替管理法（Foreign Exchange Management Act, 1999）及び同法に基づくForeign Exchange Management (Non-Debt Instruments) Rules, 2019（NDI規則）等の施行規則によって規律されています。

インドの外国直接投資規制については、自動承認ルートと政府承認ルートの2種類があります。

政府承認ルートとは、一定の制限を付した事業分野について投資をする際には、管轄する管轄官庁から事前の承認を得ることが必要となるルートを行います。

他方、このような事前の承認を不要とするルートが、自動承認ルートです。

この点、インド政府は2020年にプレスノート3号を公表し、インドと陸上の国境を接する国（中国、バングラデシュ、パキスタン、ネパール、ブータン、ミャンマー、アフガニスタン）の企業等、または当該国の企業等が「実質的所有者」（Beneficial Owner）となっている企業等からインドへ外国直接投資については、インド政府による事前承認を得る必要があるとしていました。

日本は、インドと陸上の国境を接する国ではありませんが、日本企業の株主に、例えば中国の企業や投資家が含まれている場合、当該中国の企業や投資家が「実質的所有者」となっている企業からインドへの外国直接投資として、政府承認ルートでの審査が求められる可能性があります。

他方で、「実質的所有者」の定義が従来不明確であったため、政府承認ルートの対象なのか、承認が得られるのか等の点に不透明性があり、また、審査に時間を要し、投資の実行が遅れるといった不便が生じ得ました。

この点、インド政府は、2026年3月に、プレスノート3号の規制を見直すプレスノート2号を新たに公表しました。

プレスノート2号では、「実質的所有者」の定義が明確化されており、マネーロンダリング禁止規則（Prevention of Money Laundering Rules, 2005）の定義に準拠するものとされています。

具体的には、当該企業に対して「支配権」(Control)を有しておらず、実質的な持ち分が10%以下である場合には「実質的所有者」に該当しません。なお、支配権には、株主間契約等に基づく取締役の過半数を任命する権利、または経営もしくは方針決定を支配する権利等が含まれます。

従来は、「実質的所有者」の定義が不明確で、中国資本等がわずかに含まれている場合にも、事前承認を申請しなければなりませんでした。今般、「実質的所有者」の定義が明確化されたため、株主の中に中国の企業や投資家が含まれていても「実質的所有者」には該当しない場合、自動承認ルートで外国直接投資を行うことができ、規制が実質的に緩和されたこととなります。

2026年2月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（5月1日～5月31日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
May 13	Operating framework for facilitating Outward Remittance services by non-bank entities through Authorized Dealer (Category I) banks in India and	Reserve Bank of India
May 13	Insolvency and Bankruptcy Board of India (Model Bye-Laws and Governing Board of Insolvency Professional Agencies) (Amendment) Regulations, 2026	Insolvency and Bankruptcy Board of India
May 15	Master Circular on Surveillance of Securities Market	Securities and Exchange Board of India
May 27	The Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Amendment Rules, 2026.	Ministry of Corporate Affairs

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい

- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 株券電子化について相談したい
- ✓ BISについて相談したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

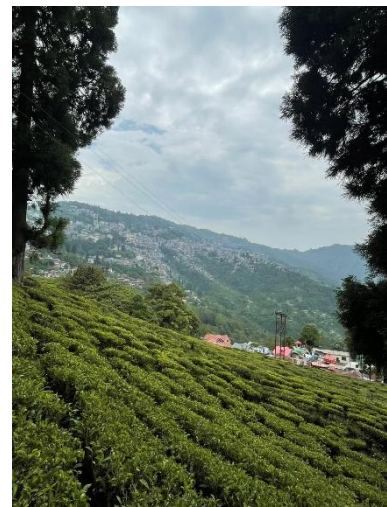
編集後記

ダージリンに行ってきました。
デリーはとても暑いですが、ダージリンは冷涼で、朝方などは寒かったです。

ダージリンは、その名のとおり「ダージリン・ティー」の産地です。

ダージリン・ティーには、1年の内に旬が3回あり、それぞれ、ファーストフラッシュ（3～5月）、セカンドフラッシュ（5～6月）、オータムナル（10～11月）と呼ばれ、収穫時期によって風味が異なります。

ファーストフラッシュとセカンドフラッシュを飲み比べたり、茶園ごとに飲み比べたりして、ダージリンティーの世界を楽しめる場所なので、お茶が好きな方はぜひ、足を運んでみてください。



本稿は、2026年6月15日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC,
Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14,
Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 9220808529

URL: <https://india.tny-legal.com>